



令和6年7月1日
公益社団法人全国学習塾協会
会長 安藤 大作

合格実績自主基準の変更について

令和6年7月1日より、公益社団法人全国学習塾協会(以下、当協会)は、「学習塾業界における事業活動の適正化に関する自主基準実施細則」にて定めている、学習塾事業者における合格実績の算出方法について、以下の通り、変更することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

1.基準変更の背景・経緯

コロナ禍を経て、オンライン指導など多様な授業形態が広がる中、多くの学習塾事業者が当協会の基準で、消費者に対し透明性がある合格実績を開示できるよう、より適合しやすい基準といたしました。引き続き、適切な広告表示を心掛けていただきますようお願い申し上げます。

2.合格実績基準の変更内容（概要）

変更前

受験直前の6か月間のうち、継続的に3か月を超える期間、当該学習塾に在籍し、通常の学習指導を受けた者とし、かつ、受講時間数が30時間を超える場合とする。

変更後

受験直前の6か月間のいずれかに①「在籍」があり、かつ②同期間に受講契約に基づく30時間以上の「受講」の実態がある生徒、あるいは継続して3か月以上の「受講」の実態がある生徒を、合格実績をカウントする対象の生徒とする。

3.その他

- ・「在籍」とは、入塾申込書等の契約書面の取り交わしがあり、有料の講座への料金の納入が証明できることを指す。体験授業や模試受験のみ等の生徒はカウントの対象としない。
- ・「受講」とは、対面授業への出席やwebを介してのオンライン受講、映像の視聴等を指す。在籍のみで受講実態が無い生徒はカウントの対象としない。
- ・受講時間には、受験直前期における講習会や集中講義等の受講時間を含めることを妨げない。
- ・受験直前は受験日当日の前日にあたる。
- ・体験授業・体験講習・無料講習・自習・補習、他の事業主体に派遣した講師による授業・講習や、単に教室内にいただけの自習時間などは含まれない。
- ・学習塾事業者は、合格実績の広告表示にあたり、表示する情報の範囲・従属性を明確にするため、

合格実績が「事業主体の全部」「分教室の一部」「チェーンシステムにおける同名塾全体または一部」「提携塾の全体または一部」のいずれかに該当するかを明示すること。

- ・同一の生徒がグループ内の複数の学習塾で上記のカウント要件を満たした場合、グループ全体での合格者数を表示する際に、これを重複してカウントすることはできない。
- ・合格実績の広告表示にあたり、同一系列校の小学校受験・中学校受験・高校受験・大学受験の内訳を明示せずにその合計を表示することはできない。同一系列校といえども「△△中学・高校○名合格」など合計した表示することはできない。

4.合格実績自己適合マークについて

- ・当協会では合格実績に関する自己評価シートを作成し、全てに適合した学習塾事業者は合格実績に関する自己適合宣言（以下「合格実績自己適合宣言」といいます。）を行うとともに、当協会が普及推進のために作成した、「合格実績自己適合宣言マーク」を使用できます。
- ・合格実績自己適合宣言の実施方法は次の通りです。
 - ①合格実績自己適合宣言とは、各学習塾事業者が自身で適合性を評価し、適切であれば、自らの責任において適合を宣言するものです。
 - ②適合していると判断するための条件は以下の通りです。
 - ・合格実績に関する自己評価シートにおいて全ての項目に適合していること
 - ・根拠となる資料を開示できる準備があること
 - ③合格実績自己適合宣言を行った学習塾事業者は合格実績自己適合宣言マークを使用できます。
 - ④合格実績自己適合宣言マーク使用は毎年 4 月～翌年 3 月までの 1 年間とし、次年度でもマークの使用を申請する場合は、再度自己評価シートを提出し、全ての項目に適合することが求められます。



※合格実績自己適合宣言マークは、各塾（事業者）自らが合格実績に関する自己評価シートを用いて全項目において適合したことを宣言したものです。

■関連資料一覧

- ・合格実績に関する自己評価シート
- ・合格実績自己適合宣言マークの使用について

<本件に関するお問い合わせ>

公益社団法人全国学習塾協会

事務局長 中村 紘二郎

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-39-2

TEL 03-6915-2293 MAIL info@jja.or.jp